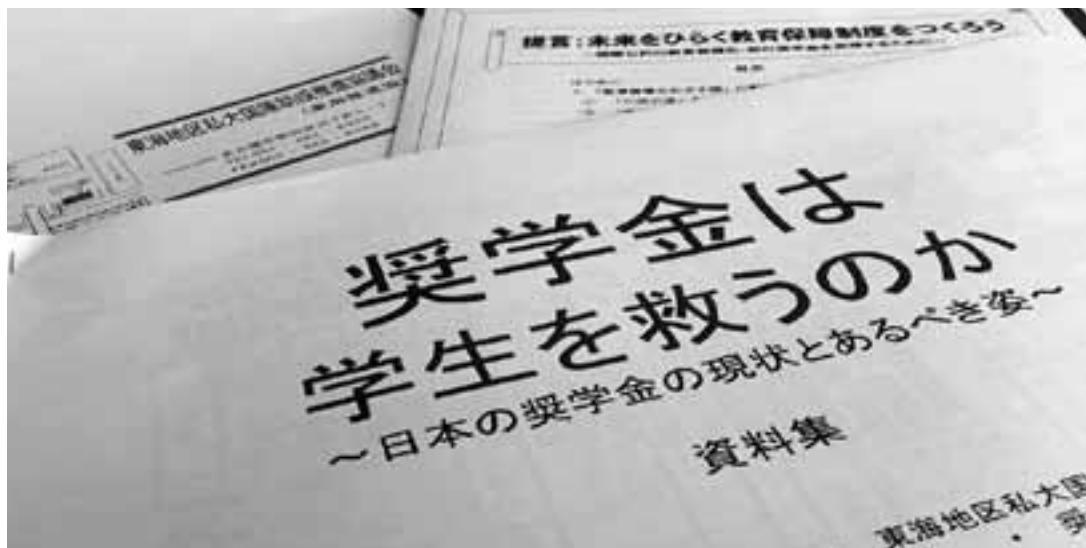


2015年度  
大分県労福協

# 福祉研修会

とき：2015年8月22日(土)13:30～  
ところ：大分市中央町 全労済ソレイユ7F



(愛知県 学費と奨学生を考える会 HP資料より抜粋)

# 研修会・プログラム

＜開会13：30～閉会15：00＞

## 1. 開会あいさつ

## 2. 主催者代表あいさつ

一般社団法人 大分県労働者福祉協議会 副理事長 高橋和善

## 3. 来賓あいさつ

大分県商工労働部 労政福祉課 課長 岡田倫明 氏

連合大分議員懇談会 会長 玉田輝義 氏

## 4. 講演

演題 貧困ビジネス化した「奨学金」・  
苦悩する若者たち

講師 中京大学国際教養学部教授

大内裕和 氏

奨学金問題対策全国会議共同代表

## 5. 閉会あいさつ

---

# 貧困ビジネス化した「奨学金」・苦悩する若者たち ～奨学金返済の重荷と雇用劣化問題を考える !! ～

---

中京大学国際教養学部教授

奨学金問題対策全国会議共同代表

おお うち ひろ かず  
大 内 裕 和 氏



## ◆プロフィール◆

神奈川県出身。松山大学人文学部助教授を経て、2007年より同大学教授。  
2011年より中京大学国際教養学部教授。専門は教育学・教育社会学。

### 著書

- 単著 『教育基本法改正論批判 新自由主義・国家主義を越えて』  
(白澤社 2003年)
- 『民主党は日本の教育をどう変える』 (岩波ブックレット 2010年) ほか  
共編著 『緊急報告 教育基本法「改正」に抗して 全国各地からの声』  
編著 (岩波書店 2004年)
- 『愛国心と教育』 大内裕和編著 (日本図書センター 2007年)
- 『日本の奨学金はこれでいいのか！ 奨学金という名の貧困ビジネス』  
奨学金問題対策全国会議編 (あけび書房 2013年)  
ほか多数

## 貧困ビジネス化した「奨学金」・苦悩する若者たち

2015/08/22 大内裕和（中京大学）

### 1 奨学金問題への関心

2010年7月札幌講演後に印象に残った言葉「最近の若い先生は貧しい」

2010年秋の愛媛大学での講義 奨学金について大きな反応

→「愛媛大学 学費と奨学金を考える会」結成

2011年4月 中京大学で学生の行列目撃（→奨学金説明会）

講義でも奨学金に強い関心がもたれる。

2011年11月23日

「教育の機会均等を作る『奨学金』制度の実現を目指すシンポジウム」に  
参加→2011年11月28日の『東京新聞』で大きく取り上げられる。

### 2 奨学金制度の現在と歴史

#### (1) 奨学金制度の現在

##### 日本学生支援機構

[第一種奨学金]無利息の奨学金。特に優れた学生および生徒で経済的理由  
により著しく修学困難な方に貸与を行う。

[第二種奨学金]利息付きの奨学金。利率固定方式または利率見直し方式の  
うち、申し込む際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年  
3.0%が上限。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸  
与する。

##### 2014年度 入学者の貸与月額

| 国・公立 | 私立 |
|------|----|
|------|----|

|      |       |
|------|-------|
| 自宅通学 | 自宅外通学 |
|------|-------|

|                |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|
| 第一種奨学金 45,000円 | 51,000円 | 54,000円 | 64,000円 |
|----------------|---------|---------|---------|

第一種奨学金は30,000円を選択することも可能

第二種奨学金 30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円の  
いずれか、大学院は15万円まで、法科大学院は22万円まである。

#### (2) 奨学金制度の変化

##### 第二種奨学金（利子付き）の導入

1984年に日本育英会法全面改正で有利子枠創設

付帯決議「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に  
努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場  
合には廃止等を含めて検討する」

しかし政府は大学の学費を引き上げる一方、1999年に財政投融資と財政投融資機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。

図1

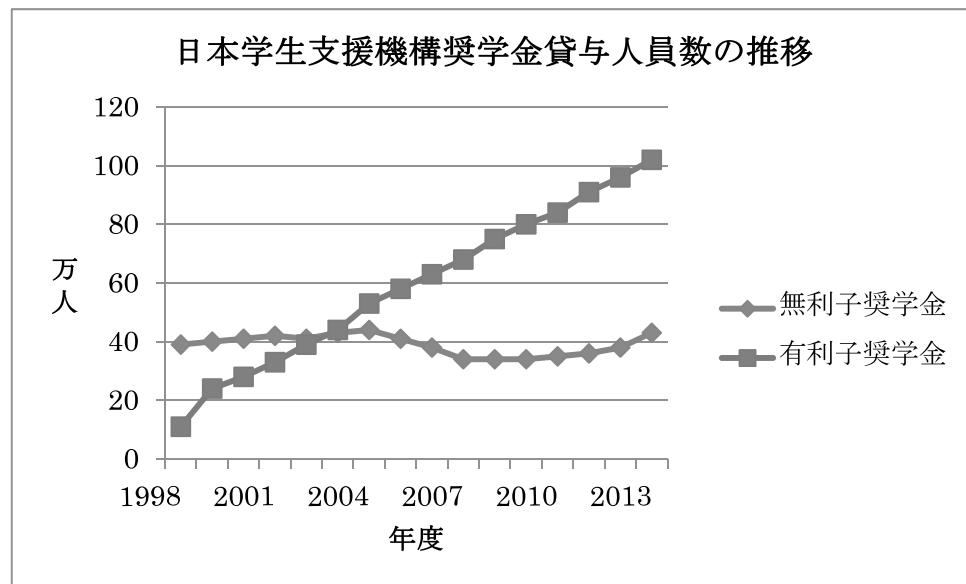
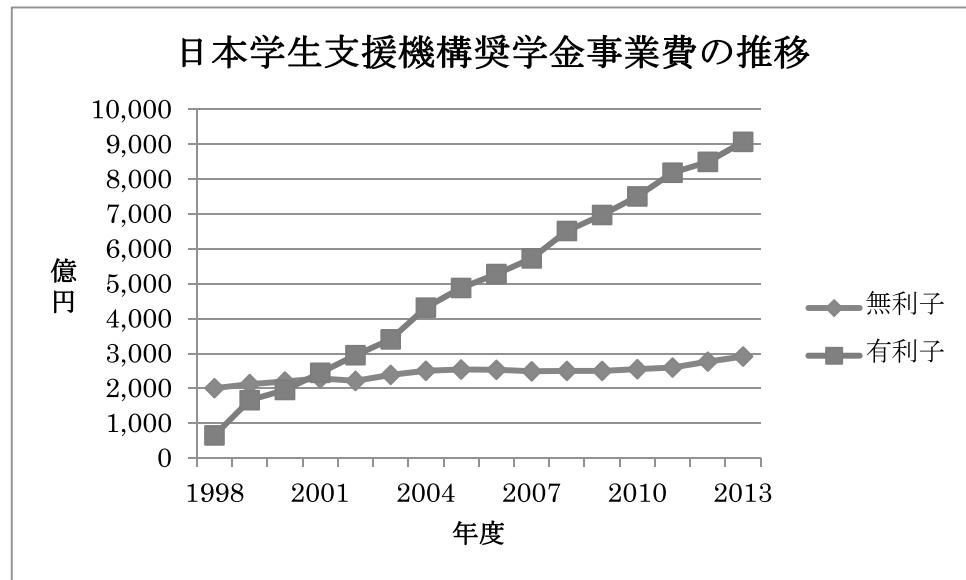


図2



1998年度 無利子奨学金 39万人 有利子奨学金 11万人 計 50万人

2012年度 無利子奨学金 38万人 有利子奨学金 96万人 計 134万人

無利子貸与の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約2万人ずつ増加してい

るが、採用枠が少ないために、2009年には78%が不採用となった。

第一種奨学金について教育職の場合に免除の制度→1998年に廃止

2004年に日本育英会廃止→日本学生支援機構へ

奨学金返還免除職（大学での研究職）2004年3月に廃止

### （3）奨学金返済の困難

第一種奨学金は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。

自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけ毎月1万2857円を返還→現役ですぐに払い始めて37歳で終了

第二種奨学金

毎月10万円借りる。

貸与総額480万円 貸与利率上限3.0% 返還総額 6,459,510円

月賦返還額 26,914円 返還年数20年→すぐに払い始めて43歳。

2012年3月貸与終了者の貸与利率 利率固定方式 1.08%

貸与総額480万円 貸与利率1.08% 返還総額 5,364,513円

月賦返還額 22,351円 返還年数20年→すぐに払い始めて43歳。

年利10%の延滞金、延滞金発生後の返済では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される

→元本を減らすことが困難。元本の10%以上のお金が出せなければ半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。

2010年度期末で民間銀行からの貸付残高はだいたい1兆円で、年間の利払いは23億円である。サービサーは同年度、約5万5000件を日立キャピタル債権回収など二社に委託し、16億7000万円を回収していて、そのうち1億400万円が手数料として払われている→「金融事業」かつ「貧困ビジネス」としての奨学金。

## 3 上昇し続ける大学学費と経済的困難

### （1）初年度納付金—19歳で1年生の場合の現在の年齢

1969年入学（2015年現在65歳）

国立大学 1万6000円（入学料4000円 授業料1万2000円）

私立大学 22万1874円（授業料 8万4048円）

1979 年入学（2015 年現在 55 歳）

国立大学 22 万 4000 円（入学料 8 万円 授業料 14 万 4000 円）

私立大学 64 万 8637 円（入学料 17 万 5999 円 授業料 32 万 5198 円 施設・設備費 14 万 7440 円）

1989 年（2015 年現在 45 歳）

国立大学 52 万 5000 円（入学料 18 万 5400 円 授業料 33 万 9600 円）

私立大学 103 万 5116 円（入学料 25 万 6600 円 授業料 57 万 5844 円  
施設・設備費 20 万 7932 円）

1999 年（2015 年現在 35 歳）

国立大学 75 万 3800 円（入学料 27 万 5000 円 授業料 47 万 8800 円）

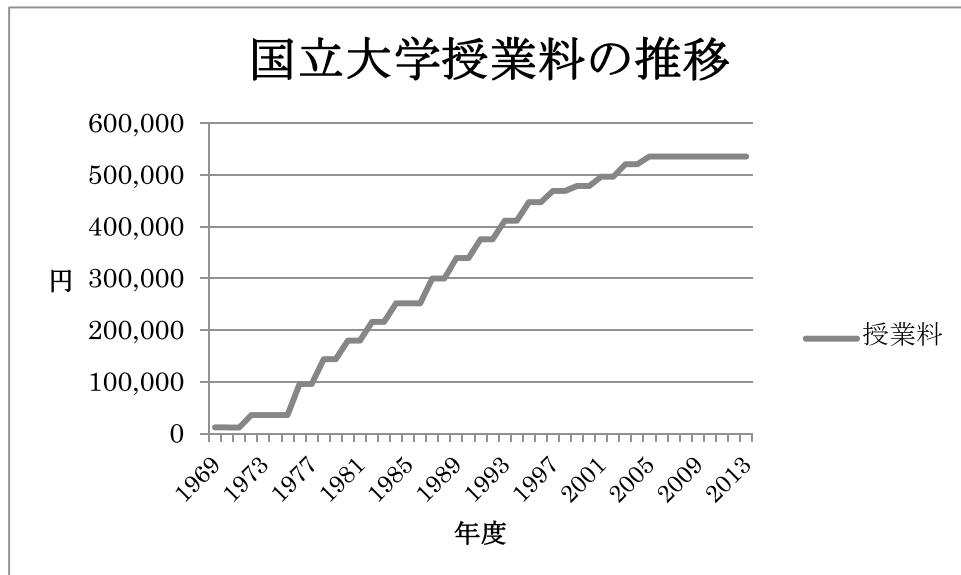
私立大学 127 万 3095 円（入学料 29 万 815 円 授業料 78 万 3298 円 施設・設備費 19 万 8982 円）

2010 年（2015 年現在 25 歳）

国立大学 81 万 7800 円（入学料 28 万 2000 円 授業料 53 万 5800 円）

学費の急上昇、特に国立大学の学費が上昇し、私立大学との格差が縮まる。

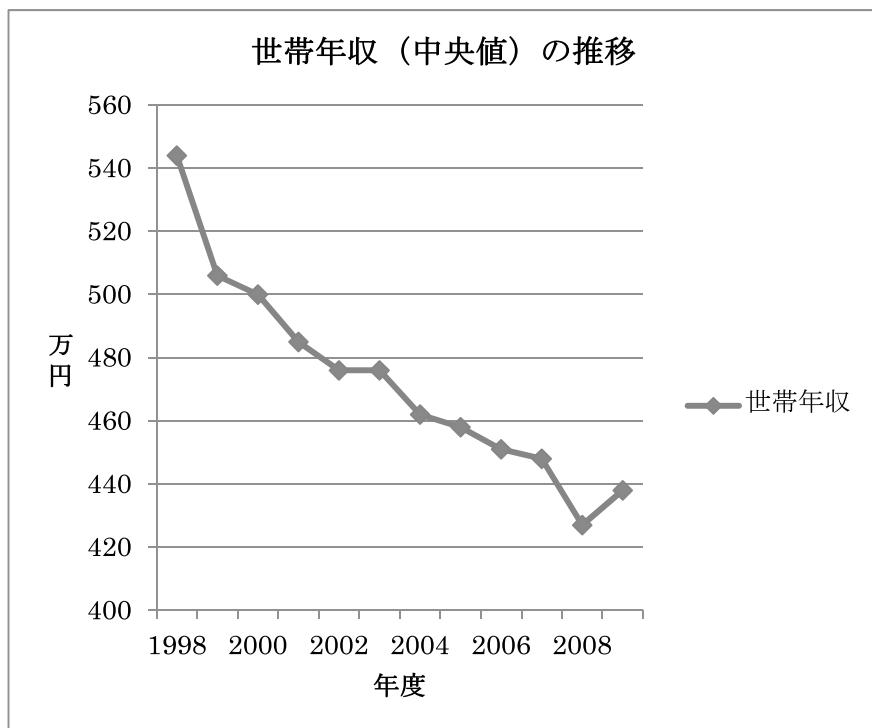
図 3



(2) それに対して家計の状況は 1990 年代後半以降困難に  
世帯年収（中央値）

1998 年 544 万円 → 2009 年 438 万円

図 4



世帯年収に占める大学学費の比重は上昇→負担増、しかもかかる学費は授業料だけではない（仕送りなど）→全大学生のなかでの奨学金受給者の割合増加  
1998 年の 23.9% から 2010 年に 5 割を突破（学部昼間 50.7%）、2012 年は学部昼間部で 52.5%、大学院修士課程で 59.5%、大学院博士課程で 65.5%

#### 4 高卒就職の困難

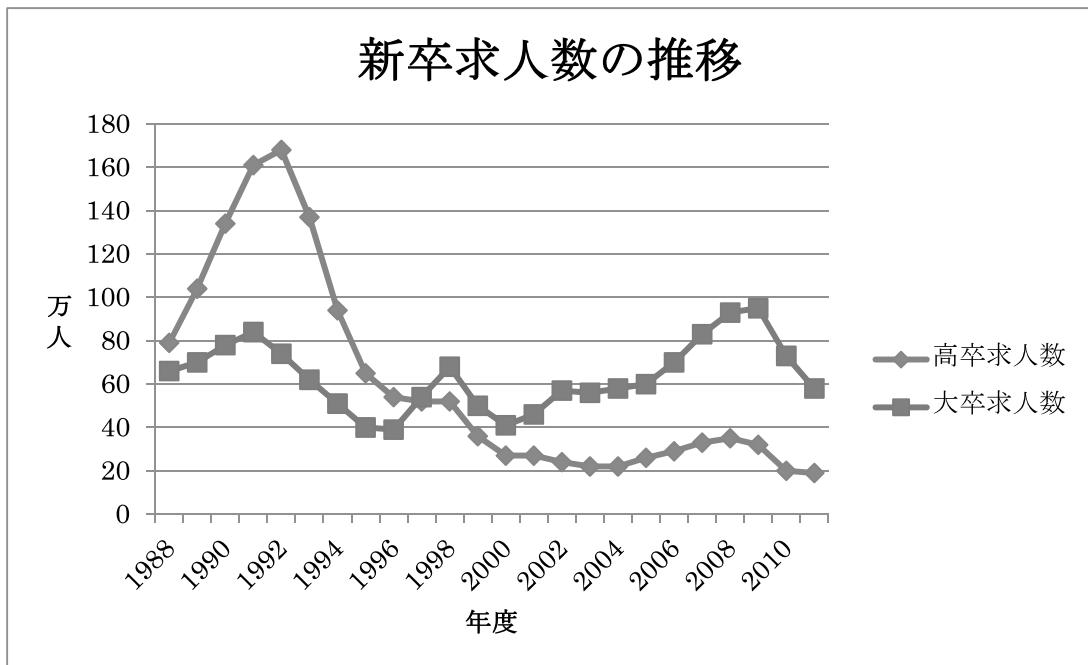
##### 新規高卒者に対する求人数

1992 年 3 月末 167 万 6000 件 求人数のピーク

2003 年 3 月末 19 万 8000 件 最大の落ち込み（87% ダウン）

2010 年 3 月末 19 万 8000 件 再び、最低水準へ

図 5



#### 高校卒業後の進路 就職者の割合

1990 年 35.2% → 2010 年 17.2% (東京都 7.09%)

高卒就職の激減、希望としての大学進学から強いられた大学進学へ  
大学・専門学校へ進学できないから就職  
→就職できないから大学・専門学校へ進学

#### 5 大学卒業後の就職難の拡大と奨学金返還の困難

バブル崩壊後の失業率のアップ、若年就業の困難

大内裕和+竹信三恵子『「全身○活」時代—就活・婚活・保活からみる社会論』  
(青土社)

大学生の就職率 1990 年前後の約 90%

2000 年前後には約 60% に低下

2009 年の四大卒就職率は 77.9%

失業・無職の増加、非正規雇用の増加、周辺的正規雇用労働者の増加  
→日本学生支援機構の奨学金について滞納者 33 万人 (2010 年)。3 ヶ月以上の滞納額 2660 億円。返還滞納者の個人情報機関への登録 (いわゆるブラックリスト化) が 1 万人を超える (2012 年)

裁判所を使った「支払督促」を申し立てられる奨学金滞納者も急増している。  
2004 年にはわずか 200 件だった支払督促の申立件数が、2011 年には 1 万件と、  
この 7 年間で 50 倍に拡大している。

## 6 奨学金制度の問題点

奨学金が奨学金としての機能を果たしていない

- ① 適格者が無利子奨学金を得ていない。
- ② 卒業後の返還の困難さ→大学卒業後の生活や人生を左右
- ③ 将来の返済不安から奨学金を借りることを抑制

「バイト潰け」生活→「ブラックバイト」問題

「ブラックバイト」の定義

学生であることを尊重しないアルバイトのこと。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障をきたすほど重労働を強いられることが多い。

2015年4月 大内裕和+今野晴貴『ブラックバイト』(堀之内出版)

正規雇用労働者の減少と非正規雇用労働の増加のなかで

非正規雇用労働がかつての「補助」労働から「基幹」労働へ移行

バイトリーダー、バイトマネージャー、パート店長

## 奨学金制度改善へ向けての運動

2012年9月1日

愛知県の大学生らによる「愛知県 学費と奨学金を考える会」スタート

ホームページ <http://syougakukin2012.web.fc2.com/>

フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS>

2013年3月31日(日)

「奨学金問題対策全国会議」の結成→返済困難者の救済と奨学金制度の改善

共同代表：伊東達也・大内裕和 事務局長：岩重佳治

奨学金問題対策全国会議事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷2-13-10湯浅ビル7階

東京市民法律事務所内、弁護士 岩重佳治

電話 03-5802-7015 FAX 03-5802-7016

「奨学金問題対策全国会議」

ホームページ <http://syougakukin.zenkokukaigi.net/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/syougakukin>

## 7 2014年度予算における制度改善

延滞金賦課率10%から5%への削減

返還猶予期限5年から10年への延長

減額返還制度、返還期限猶予制度の基準を緩和。

延滞者への返還期限猶予制度の適用。減額返還制度申請書類の簡素化。

無利子奨学金の増加

42万6000人（2013年）→44万1000人（2014年）→46万人（2015年）

有利子奨学金の削減

101万7000人（2013年）→95万7000人（2014年）→87万7000人（2015年）

## 8 奨学金制度改善の方向

（1）奨学金充当順位の変更（これは2014年度では行われず）

延滞金→利子→元本という充当順位から元本→利子→延滞金

返せば必ず元本が減っていくシステムへ転換する。

（2）経済困難を理由とする返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長→改善ではあるが、抜本的な解決とはならない。

返還期限猶予制度における本人年収基準（たとえば年収300万円未満）の導入、本人年収による猶予・減額・免除制度の導入・充実

（3）延滞金賦課率の10%から5%への引き下げ

→改善ではあるが、「返せない人間」に更なるペナルティを課す「延滞金」という制度そのものが問題

→延滞金制度の廃止

（4）個人保証の廃止と機関保証を利用する場合の保証料の引き下げ

機関保証をより利用しやすくするために必要

（5）大学における給付型奨学金の導入と奨学金制度全体の改善

大学における給付型奨学金の導入

第一種（無利子）奨学金 45万2千人

第二種（有利子）奨学金 95万7千人

改善された2014年度でも有利子奨学金は無利子奨学金の倍以上

無利子の増加と有利子の減少によって近年中に、無利子と有利子を1:1の比率に。その際には給付型や第一種（無利子）奨学金にも私立文科系で月に8万以上、私立理科系で月に12万以上など、授業料すべてを賄えるタイプのものを導入すべき→奨学金による大学進学を可能とするため。

将来的には有利子の廃止によって無利子と給付型のみ→最終的には給付型のみの奨学金制度へ

## 9 これからの具体的な取り組み

（1）奨学金利用者へのアドバイス

奨学金利用が大学生活・卒業後の生活にどのような影響を与えるのかを

考えること。

奨学金を利用しない&少額の利用→アルバイトが増え過ぎて勉強できない。

多額の奨学金利用→返還が大変。

連帯保証人・保証人が「返還できる」確証がない場合には「人的保証」ではなく「機関保証」を選択するべき。

「人的保証」→保証料はかかるが、本人が返還できない場合には連帯保証人・保証人による返還が必要。本人が法的整理（自己破産・個人再生）を選択した場合でも、連絡保証人・保証人に支払い義務が発生。

「機関保証」→保証料がかかるが、法的整理（自己破産・個人再生）が可能。

(2) 「奨学金問題対策全国会議」「愛知県 学費と奨学金を考える会」のホームページ・フェイスブック、また私（大内裕和）のフェイスブックに友だち申請してアクセスする。周囲にも紹介する→情報を得ることの重要性。

(3) 奨学金問題・ブラックバイト問題について、自分の言葉で友だちや知り合いなど周囲に伝えていく。新聞投書も有効。ブログ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどを活用すると若い層との接点がつくりやすい。

(4) 学校単位（小学校・中学校・高校・大学）で奨学金問題の講演会を企画する。教職員組合の講演会、進路説明会や保護者会の場など、教職員や子どもをもつ保護者が集まる場所で、奨学金問題が話題になることが望ましい。

(5) 大学単位、地域単位で「○○大学奨学金問題ネットワーク」「○○県奨学金問題ネットワーク」をつくっていくこと。法律の専門家（弁護士・司法書士）との連携が重要。マスコミと議員に積極的に働きかける。返還当事者とその家族、子どもをもつ保護者に参加を呼びかける。学習会には2013年11月1日に発売された奨学金問題対策全国会議編『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）が役立つ。奨学金相談活動（機関保証、自己破産、個人再生の高校生・大学生・保護者への周知）と制度改善運動の組み合わせが重要。また「ブラックバイト」問題との関連づけも大切。

(6) 2015年度予算と地域レベルでの実践

第二次安倍政権 「子ども手当」の廃止、「高校授業料無償化」に所得制限導入。

2014年「子どもの貧困対策大綱」

閣議決定を8月以降に先送り

→7月15日に公表された2012年の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を記録し、大綱の内容をより充実させるよう求める声が上がった。

「大学における給付型奨学金制度の導入」を要求→実現せず  
地方レベルでの実践

長野県で2014年度から給付型奨学金制度の導入

都道府県など地方自治体レベルでの給付型奨学金制度の実現

→中央政府への圧力→2015年春の統一地方選挙の争点

2015年統一地方選挙→2016年参議院選挙の争点（初の18歳選挙権、給付型奨学金制度を争点に）

各立候補者に対して給付型奨学金制度、ブラックバイト・ブラック企業、最低賃金時給1000円の賛否を問う。

奨学金の返還困難・高い学費負担・雇用の劣化→未婚化・少子化→人口減少  
→自治体消滅

大内裕和「奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する」  
月刊『Journalism』2014年11月号（朝日新聞社、11月10日発行）

三大争点

「給付型奨学金の導入」（富裕層に対する課税強化によって）

「ブラック企業・ブラックバイトの根絶」

「最低賃金全国一律時給1000円以上を2020年までに実施」（東京都は時給888円、愛知県800円、大分県など677円）

（7）安保法制反対運動、9条の会、改憲阻止運動において「奨学金」「ブラックバイト」や「若年層の貧困」をテーマとする。

奨学金返還免除と軍事動員

堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』

憲法25条と9条の連携 9条だけでは9条は守れない

## 参考文献

今野晴貴+大内裕和他 2014 『ブラック企業のない社会へ』、岩波書店。

大内裕和 2014 「奨学金返済の重荷と雇用劣化が中間層解体と人口減を深刻化する」『Journalism』、朝日新聞社。

大内裕和 2015 『ブラック化する教育』、青土社。

大内裕和+竹信三恵子 2014 『「全身〇活」時代』、青土社。

大内裕和+今野晴貴 2015 『ブラックバイト』、堀之内出版。

奨学金問題対策全国会議編 2013 『日本の奨学金はこれでいいのか！』、あけび書房。

## 2015年度「愛知県 学費と奨学金を考える会」への カンパのお願い

大内 裕和（中京大学）

皆さんにカンパのお願いです。奨学金制度の改善へ向けて活動している「愛知県 学費と奨学金を考える会」に、可能であれば皆さんのカンパをお願いします。「愛知県 学費と奨学金を考える会」は2012年9月1日に発足し、今まで奨学金制度の改善へ向けて活動を続けてきました。中京大学の学生2名からスタートした会は、現在愛知県を中心に東海地区の大学生・高校生約25名まで拡大し、活動を続けています。

私は発足当時から、会の相談役として「愛知県 学費と奨学金を考える会」の活動に関わってきました。経済的に厳しい状況のなか、アルバイトの合間に学生たちは何とか時間を合わせて会合を行い、大変な苦労をしながら活動を続けてきました。学生たちの自主的な活動が広がることを願って、私自身も可能な範囲でカンパをして、活動を支えてきました。

しかし、活動の範囲が拡大し、学生が学習会参加のためにかかる交通費（三重県から名古屋市内での学習会に参加すると往復で3000円かかる）などが、会の財政に重くのしかかっている状況となっています。

そこで「愛知県 学費と奨学金を考える会」の活動に共鳴し、応援していただけという方に、カンパをお願いしたいと思います。カンパは一口1000円からで、何口でも構いません。下記の「愛知県 学費と奨学金を考える会」の口座にお振込みいただければありがたいです。

「愛知県 学費と奨学金を考える会」の活動については下記のフェイスブックを見ていただけたらと思います。

フェイスブック <http://www.facebook.com/aichi.ATS>

経済的にとても厳しい状況のなかのお願いとなります、会の活動に共鳴していただける皆さんのご好意をお寄せいただければ、とてもありがとうございます。いただいたカンパは、会の活動のために大切に使わせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 「愛知県 学費と奨学金を考える会」カンパの振込み先

銀行名：三菱東京UFJ銀行

支店名：植田支店

店番号：752

口座番号：0102599

名義：愛知県 学費と奨学金を考える会



# 資料



## まずは「ろうきん」を知ろう！

### 1. 〈ろうきん〉の誕生

1947年～1949年頃、戦後の混乱期の中で、働く人々は大変な生活苦に陥っていました。当時の金融機関は、企業のための金融機関であり、働く人々が利用できる金融機関は存在せず、働く人々は高利貸しや質屋に頼らざるをえない状況でした。

このような戦後の食糧・住宅難など深刻な社会背景の中で、働く人々自ら、経済的・社会的地位の向上を図るため、労働者のための福祉金融機関を持ちたいという気運が高まりました。

その結果、1950年に〈ろうきん〉が岡山・兵庫に誕生したのを皮切りに、全国の都道府県にも〈ろうきん〉が設立されました。九州では、1952年に大分県・福岡県、1953年に佐賀県・長崎県、1954年に熊本県・宮崎県・鹿児島県に設立されました。

そして、更なる経営の効率化と基盤の安定・強化を図り、会員と勤労者の方へ、これまで以上により良い金融サービスを提供するため、2001年10月に九州7金庫の合併により〈九州ろうきん〉が誕生し、今日に至っています。

今後は、より強固な経営基盤を確立するため、全国13金庫と労働金庫連合会を合わせた14の〈ろうきん〉を合併させる〈日本労金（仮称）〉の設立について会員討議を重ねて行きます。

#### 【労働金庫法1条】

この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が共同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

### 2. 〈ろうきん〉の理念と基本姿勢

#### 〈ろうきん〉の理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びを持って共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全運営に徹して会員の信頼に応えます。

## 〈ろうきん〉の基本姿勢

「一人は万人のため、万人は一人のため」の精神のもとで、〈ろうきん〉は働く人の毎日を応援する身近なパートナーでありたいと願っています。働く人たちの温かい共感と協働をベースとして、働く人の生活をしっかりサポートし、ふれあいを大切にする金融機関を目指しています。

| 目的   | 運営   | 事業   |
|--|--|--|
| ろうきんは働く仲間がつくった金融機関です<br><br>ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。 | ろうきんは営利を目的としない金融機関です<br><br>ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に、公平かつ民主的に運営されています。 | ろうきんは生活者本位に考える金融機関です<br><br>ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用が全く違います。働く人たちから預かった資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。 |

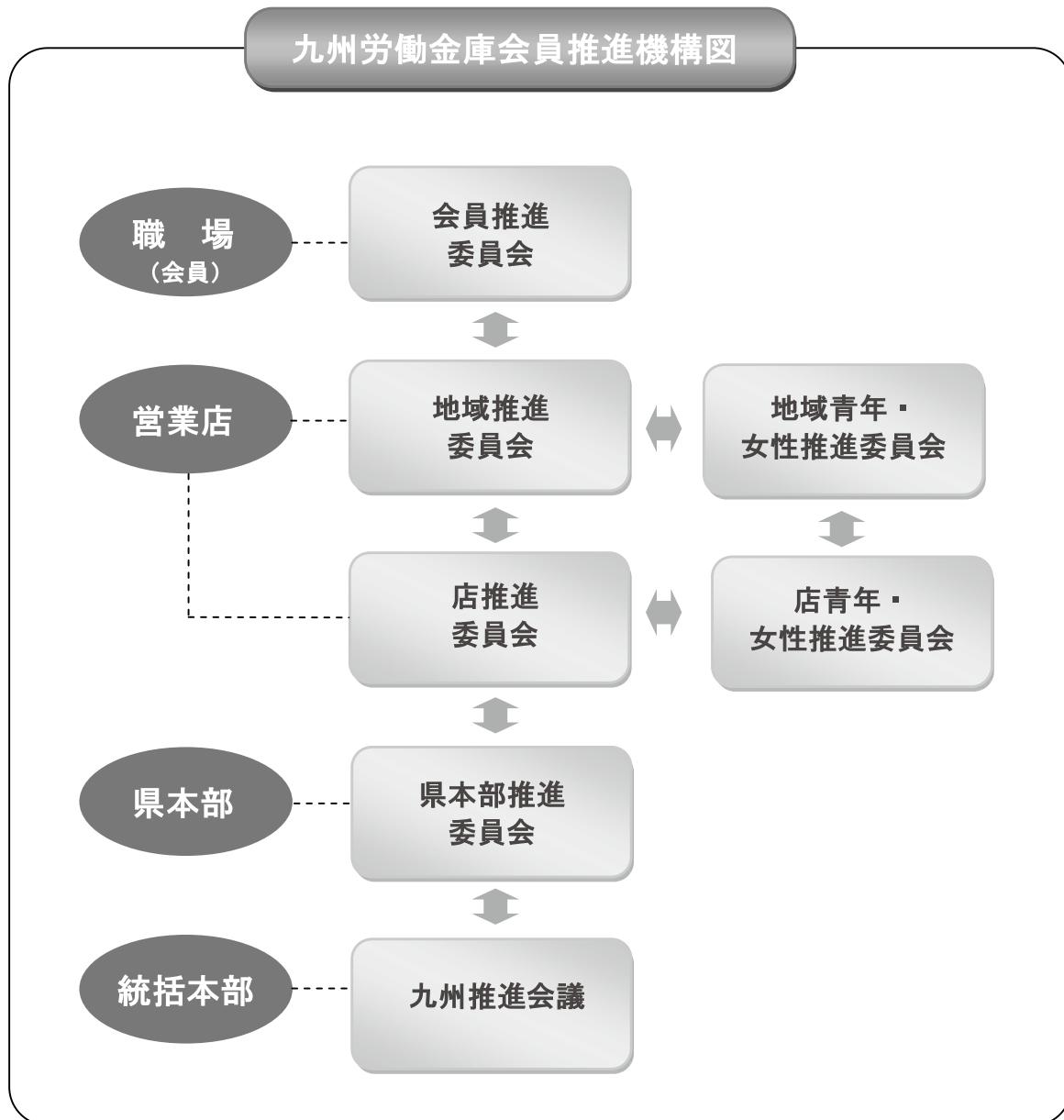
## 3. 〈ろうきん〉の連携と推進機構

### (1) しあわせ創造運動

「しあわせ創造運動」は、推進機構と〈ろうきん〉の連携を一層密にしながら、働く仲間の生活を守り、改善する取組みです。また、福祉金融機関としてのろうきん運動の原点に立ち返り、働く仲間の絆を太く・強く育てながら、永続的に取組む運動でもあります。各営業店・地域で〈ろうきん〉を知っていただく活動を基本として、「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3本の柱とした運動を展開することにより、会員・構成員の生活向上を図り、より強固な信頼関係を構築することを目的としています。



(2) 推進機構図



## 4. 第5期中期経営計画について

### (1) 営業コンセプト

#### ～「きっと」「もっと」「ずっと」お役に立てる「ろうきん」～

- ◆「きっと」お役に立てる「ろうきん」へ  
「ろうきん」をはじめてご利用いただくお客さまのために、「きっと」お役に立てる「ろうきん」を目指します。
- ◆「もっと」お役に立てる「ろうきん」へ  
「ろうきん」をご利用いただいたお客さまのために、「もっと」お役に立てる「ろうきん」を目指します。
- ◆「ずっと」お役に立てる「ろうきん」へ  
「ろうきん」を生涯にわたってご利用いただくために、「ずっと」お役に立てる「ろうきん」を目指します。

### (2) 期間

2015年4月～2018年3月  
(2015年度～2017年度)

### (3) 目標

「ろうきん」が、地域社会やはたらく人たちのお役に立つ福祉金融機関であり続けるためのプランを構築し、お客さまに、いい金融機関だと知っていただき、取引してよかったですと感じていただくことを目標とします。また、お役に立つ「ろうきん」であり続けるために、安心・安全な金融機関として、収益体质の改善を図り盤石な経営基盤を構築します。

### (4) 重点施策

#### 1. 原点に立ち返ったろうきん運動の推進

- i. 会員・組合員のお役に立つ「ろうきん」へ  
会員と協働してろうきん運動を推進し、会員・組合員ひとり一人とその家族の生活向上のために「しあわせ創造運動」を積極的に展開し、会員・組合員と「ろうきん」との生涯取引につなげます。また、「青年・女性推進委員会」と連携し、若年層・はたらく女性のライフプランをサポートしていくとともに、はたらく女性に共感される事業を通して、家計のメイン化を目指します。

さらに、「ろうきん」にしかできない「謝絶ゼロをめざす」取り組みを進め、セーフティネットワークを含む総合的なサ

ポートにより、会員との信頼関係をさらに強化します。また、退職後も「ろうきん」をご利用いただけるよう、お客さまニーズに合った積極的な取り組みを展開します。

生協との連携についても、取り組みを強化することで生協組合員に「ろうきん」が「きっと」お役に立てることを知っていただき、使っていただくことで取引の裾野を広げていきます。

#### ii. すべてのはたらく人のお役に立つ「ろうきん」へ

はたらく人のニーズをさまざまな角度から検証し、「ろうきん」が「きっと」お役に立てることを周知する取り組みを積極的に展開していきます。

そのため、スマートフォンアプリやインターネットなどを活用した金庫情報の発信、申込手続きの簡素化を実現します。

あわせて、未組織の住宅ローン契約者に対して積極的なアプローチを行い、「ろうきん」は「もっと」お役に立てることをアピールしていきます。また、お客さまニーズに応じた商品・サービスを開発します。

#### iii. 地域社会のお役に立つ「ろうきん」へ

子どもたちの成長を支援する取り組み、女性を支援する取り組み、NPOの活動を支援する取り組みを柱にした社会貢献活動を積極的に実施し、「ろうきん」取引に

ステータスを感じていただける福祉金融機関としてのブランド化を図ります。

また、NPO や協同組合など非営利・協同セクターとの連携を強化し、協働による社会的金融事業を検討します。

## 2. 収益体質の改善

### i. 収益改善に向けた取り組みの強化

九州ろうきんが、「ずっと」地域社会やはたらく人たちのお役に立ち続けるために、収益体質改善に向けた「収益改善計画」を策定し、安定した経営基盤を構築します。

### ii. 事務効率化による営業店改革

アル・ワンシステムを活用した事務改革および本部での事務集中化によって、事務コストの削減と事務品質の向上を図り、内部事務の効率化によって生まれる資源を、営業力・サービス力の強化に振り向けて、営業店を「事務の拠点」から「会員・お客さまサービスの拠点」へと改革します。

また、営業店業務の軽量化・効率化を

進めるために、業務特化店舗の検討、職務分離撤廃などによる営業店の業務形態を見直します。

### iii. 持続可能なビジネスモデルの構築

収益性を重視した事業への転換を図ることで、低金利においても収益を安定的に確保できるビジネスモデルを構築します。

また、新しい時代の協同組織金融のあり方を追求し、福祉金融機関としての存在意義を発揮するため、毎年度継続して九州大学の研究機関へ職員を派遣するなど、将来的に「ろうきん」を牽引していく人材の育成に向け産学連携を強化します。

### iv. 内部管理態勢・法令等遵守態勢の強化

不祥事防止のための行動指針の徹底により、不祥事を「しない」・「させない」・「許さない」職場風土を構築し、内部管理態勢・法令等遵守態勢の強化・充実に向けて取り組みます。

## 第5期中期経営計画全体イメージ





## 『住まいの共済』新登場

2015年2月より組合員の皆様のご要望にお応えし、「火災共済」「自然災害共済」が新しく生まれ変わりました。

職場の「セット共済」で火災共済にご加入の場合は、2015年6月1日以降の更新団体より、順次「住まいの共済」へ移行していただきます。

### ◎ 主な制度改定の概要

#### <火災共済>

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ☆ 建物構造区分の変更 | ☆ 加入基準の改定     |
| ☆ 掛金の改定     | ☆ 代理請求制度の導入   |
| ☆ 新たな特約の新設  | ☆ 地震等災害見舞金の支払 |
| ☆ 保障内容の改善   |               |

#### <自然災害共済>

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ☆ 建物構造区分の変更  | ☆ 掛金の改定         |
| ☆ 総支払限度額の引上げ | ☆ 地震保障に大規模半壊を新設 |

「住まいの共済」の詳細はパンフレット・リーフレットをご参照ください。

### ◎ 新たな3つの特約のご紹介

今回の改定で新しく3つの特約が加わりました。

この3つの特約を皆様方におすすめしたいと思いますので、以下にご紹介いたします。

#### ① 類焼損害保障特約

月払掛金 200円  
年払掛金 2,300円

自宅が火元となった場合の近隣への保障。

→ 支払限度額  
**1億円**

## ② 個人賠償責任共済

月払掛金 200円  
年払掛金 2,300円

ご自身や家族（同一生計の親族）が賠償責任をおった場合の保障

支払限度額  
**1億円**

## ③ 盗難保障特約

月払掛金 100円  
年払掛金 1,100円

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害届を出した場合

支払限度額  
**300万円**

3つの特約をプラスすることで、さらに安心がアップします。

詳しくは、パンフレットをご参照いただきか、最寄の全労済各支所・共済ショップへお問い合わせください。

4415B006 | ZENROSAI NEWS

手頃な掛金で、火災、地震、風水害、雪害など幅広くカバー



NEW

掛金がお手頃な  
「マンション専用プラン」を新設しました！

NEW

地震保障をさらに充実。  
大規模半壊時の保障を手厚くしました！  
※新自然災害共済における損害認定区分

NEW

3つの特約を新設。さらに  
幅広い安心をご提供します！  
・個人賠償責任共済・類焼損害保障特約・盗難保障特約

非常利だから、できる保障がある。

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として  
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり  
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払いい  
ただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共  
済をご利用いただけます。

フリーダイヤル  
0120-714-315  
通話料無料

詳しく述べ全労済大分県本部ホームページへ。 大分 6031 検索  
<https://www.zenrosai-oita.coop/contact/zenkoku/oita>

**全労済 大分県本部**  
(大分県労働者総合生活協同組合)  
【受付時間】9:00~17:15(土・日・祝日を除く)  
〒870-0035 大分市中央町4-2-5 ソレイユ5F

## 大分県総合生協

大分県総合生協は「みんなが力を合わせて、お互いの暮らしを守り、より生活を豊かにしていくこと」を目的に生まれた生活協同組合です。住宅事業・旅行事業・賃貸事業や駐車場管理事業を中心に事業運営をおこなっています。

**住宅事業**では、大分市寒田において宅地分譲をおこなっていました「藤の香通り」（全34区画）は、2015年6月をもちまして完売しました。

「グリーンウッドかたしま台」団地は、販売事務所跡地（2区画）のうち2015年3月に1区画の入居が完了し、もう1区画については、現在販売中です。

大在地区においては、新規造成団地の大分市角子原「あすみの丘」の予約販売を2015年7月25日より開始し、県民の皆様に安心な戸建て住宅の供給をはかります。

また、生協の技術である自由設計（フォワード）などを活かし、県下全域で外部注文の受注をおこないます。

さらには、拡大傾向にあるリフォーム事業についても皆様から認知され、信頼のおける工事と好評をいただいている。

住宅事業では、皆様のニーズに応じた「ものづくり」をめざして事業をおこなっています。

ぜひ、この機会にご検討ください。

**旅行事業**は、営業係5名体制で県下各労働組合・協力団体の皆様へ旅行商品の企画提案、各種会議・研修会・周年行事などのお手伝いをさせていただいている。

出張関係では、JR券1枚よりチケットを配達し、組合員の皆様の利便性が図れるよう対応しています。また、総合生協ホームページでは大分空港時刻表や、各種チケット申込用紙もダウンロード可能となっています。

今後も、労働組合・協力団体の皆様の少しでもお役に立てるような企画を提案いたしますので、ご利用ください。

**総合生協中央パーキング**は、大分市中央町に位置し、全労済ソレイユでの会議や中央商店街・竹町商店街でのお買い物にも便利です。

大分中心部商店街の「共通駐車券（おさるのマーク）」の加盟店場になっています。

時間貸し駐車料金は、昼間（8:00～18:00）45分100円、夜間（18:00～8:00）60分100円で、昼間最大800円、夜間最大500円でご利用いただけます。

また、プリペイドカード（10,000円券を7,200円、5,000円券を4,200円）も販売しており、割安なため大変好評です。ぜひ、ご利用ください。



# 大分県総合生協 旅行センター ご利用ガイド

## ◇大分県総合生協とは・・・◇

「皆が力を合わせてお互いの暮らしを守りより豊かにしていくこと」を目的に生まれた生活協同組合です。創立以来、消費生活協同組合法に基づき営利を目的とせず運営され、旅行・住宅・共済の事業を通じて、大分県民の豊かな暮らしを応援しています。

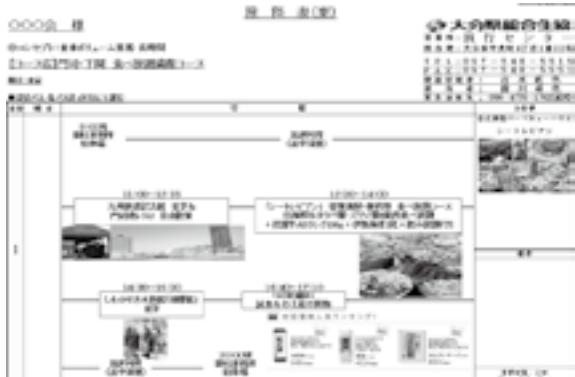


## ◎団体旅行（8名以上）

貸切バス、航空券、宿泊、観光地、食事会場、会議室等、団体旅行に関わる全ての手配を一括で承ります!! ご希望の方面があれば、人気のコースを当生協よりご提案させて頂く事も可能です。

ご精算も、旅行終了後に全てまとめてご精算となりますので、旅行幹事様のご負担を軽減させて頂けます！

### 【旅程表イメージ】



### 【団体旅行ご相談の流れ】

- ①電話・FAXにてご希望日時、方面、人数等のヒアリング
- ②旅程表案・御見積書をFAXにてご回答
- ③直接ご訪問にてお打合せ
- ④旅程内容最終決定後、チケットや施設確認書等の配達
- ⑤チケットを旅行へご出発
- ⑥帰着後約2週間でご請求書発行、1ヶ月以内のご入金にて完了

### 【当生協ご利用の団体旅行例】

- |               |         |           |
|---------------|---------|-----------|
| ・組合レクレーション    | ・社員旅行   | ・市役所地域の会  |
| ・大会関係         | ・スポーツ団体 | ・消防団ご宴会   |
| ・忘年会（協定旅館多数有） | ・視察旅行   | ・子ども会バスレク |
| ・消防署大会関連      | ・組合旗開き  | ・退職者会、等   |

☆空き状況の確認やその他お問い合わせは電話でも承ります☆

☎097-548-5515（総合生協旅行センター受付まで）

☆営業担当が大分県内各地区お伺いさせて頂きます☆

まずは組合事務局、または総合生協旅行センターへ直接ご相談願います♪



# 大分県総合生協 旅行センター ご利用ガイド

## ◎個人旅行・ご出張

お得な航空券宿泊パックをはじめ、JTB・JAL・ANA・近ツーの様々な商品をお取扱いしております。

ご家族でのディズニー旅行お見積・仮押さえや、少人数でのグループ旅行のご手配も可能です！

また、早割航空券・宿泊単品などのご手配も可能ですので、是非お問い合わせくださいませ！



### 【個人旅行ご注文の流れ】

- ①専用のお申込用紙に分かる範囲でご記入いただき、当生協へFAX送信  
(記入事項：名前、年齢、電話番号、出発日、発着地、目的地、便名、到着時間など)  
↓
- ②当生協より空き状況を確認した上、FAXにて金額・便・宿泊先・キャンセル料発生日等をご返答  
↓
- ③当生協よりFAX内容の電話確認、配達先の確認  
↓
- ④営業担当より各地区チケットのお届け（組合事務局へお渡し、または郵送させて頂く場合もございます）  
☞ご精算は基本後日お振込、またはチケット配達時にご集金となります。【領収書発行可能】

### 【お申込書 ※別紙添付】

FAX 097-548-5551

☆空き状況の確認やその他お問い合わせは電話でも承ります☆  
☎ 097-548-5515 (総合生協旅行センター受付まで)

☆営業担当が大分県内各地区配達にお伺い致します☆  
まずは総合生協旅行センターへFAXお待ちしております♪



# 大分県生活協同組合連合会の取り組み

## ～地域とともに協同の輪を～

大分県生協連は各生協がとりくんでいる組合員のくらしに貢献し、生協への信頼を高めていく活動を応援し、地域にとつて、大分県にとってなくてはならない生協を会員生協と一緒につくりあげていきます。

また全国の生協と協同し、各協同組合組織と提携しながら運動をすすめます。



### 環境

地球を守る  
リサイクル活動

### 食と健康

産直事業、食の安全

### 消費者 ネットワーク

弁護士、司法書士、  
消費者・消費生活相談員、  
地域の消費者団体と  
と一緒に

### 平和・ ユニセフ

ピースリレー、  
ピースフェスティバル、  
ユニセフ活動

「人間らしい豊かなくらし」を  
求めて、組合員の参加で  
多彩なとりくみを展開し、  
住みよい地域づくりのために  
活動しています。

### 福祉・医療

診療所、  
デイサービスセンター

### 災害協定

自治体の皆さんと

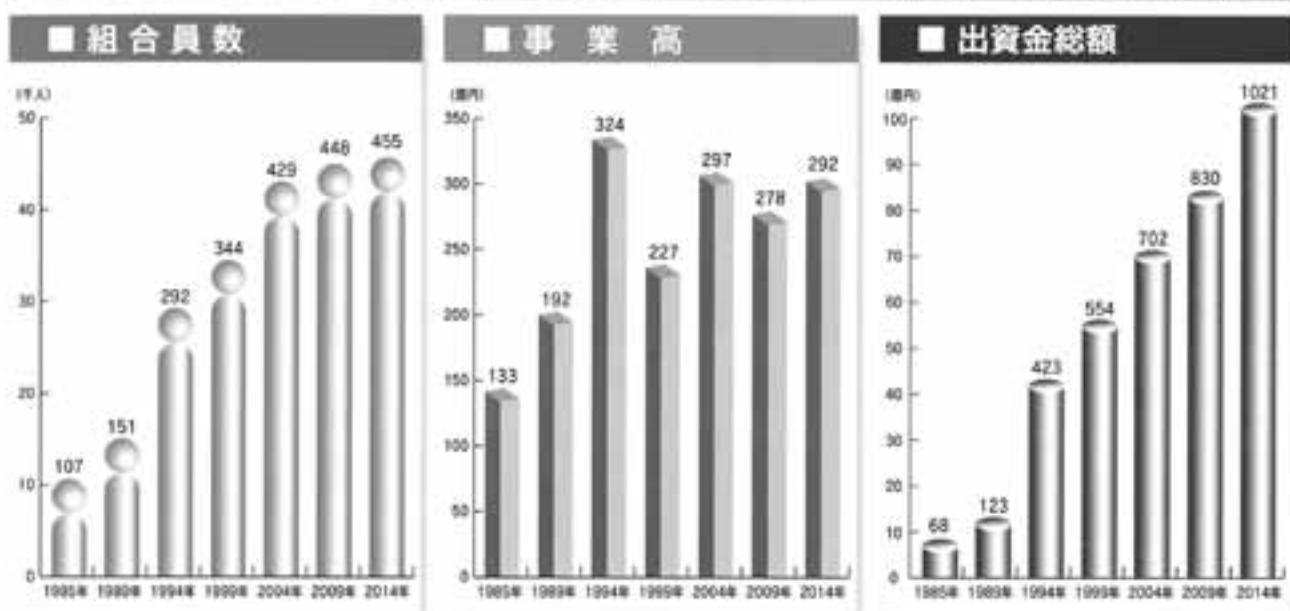
### 提携

県内の協同組合と  
と一緒に



## 会員生協の年度別組織規模推移

| 年 度     | 1985年     | 1989年     | 1994年     | 1999年     | 2004年     | 2009年     | 2014年     |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 組合員数(人) | 107,814   | 151,373   | 292,360   | 344,371   | 429,479   | 448,374   | 455,140   |
| 事業高(万円) | 1,332,686 | 1,962,117 | 3,241,500 | 2,278,928 | 2,974,594 | 2,781,791 | 2,924,739 |
| 出資金(万円) | 68,634    | 123,204   | 423,150   | 554,452   | 702,430   | 830,067   | 1,020,947 |



## 県生協連会員の状況(2014年度)

| 生協名           | 組合員(人)  |        | 事業高(万円)    |        | 出資金(万円)    |        |
|---------------|---------|--------|------------|--------|------------|--------|
|               | 実数      | 前年比(%) | 実数         | 前年比(%) | 実数         | 前年比(%) |
| 生協コープおおいた     | 149,487 | 104.2  | 17,523,147 | 101.8  | 4,794,341  | 105.0  |
| 日田市民生協        | 17,145  | 101.6  | 1,531,337  | 98.7   | 41,855     | 101.5  |
| グリーンコープ生協おおいた | 27,043  | 101.1  | 3,764,512  | 101.0  | 2,036,426  | 103.2  |
| (地域生協計)       | 193,675 | 103.5  | 22,818,996 | 101.4  | 6,872,622  | 104.4  |
| 大分県学校生協       | 11,571  | 100.2  | 487,973    | 91.7   | 232,978    | 100.0  |
| 大分県高校生協       | 4,098   | 101.2  | 32,903     | 61.6   | 43,111     | 99.1   |
| 大分大学生協        | 6,162   | 99.8   | 819,674    | 104.9  | 95,660     | 97.3   |
| 大分県職員消費生協     | 5,921   | 101.9  | 150,160    | 45.5   | 48,584     | 97.7   |
| 自治労信用販売生協     | 11,681  | 100.3  | 208,530    | 93.2   | 94,640     | 100.6  |
| 大分県総合生協       | 137,528 | 85.9   | 779,249    | 83.0   | 1,735,083  | 106.5  |
| (職域生協計)       | 176,961 | 88.7   | 2,478,489  | 86.7   | 2,250,056  | 104.8  |
| 大分県勤労者医療生協    | 54,803  | 99.7   | 902,540    | 98.5   | 109,851    | 99.6   |
| 大分県医療生協       | 26,377  | 101.8  | 2,930,403  | 101.8  | 958,812    | 107.3  |
| 大分県福祉生協       | 3,324   | 103.8  | 116,964    | 65.3   | 18,129     | 58.6   |
| (医療・福祉生協計)    | 84,504  | 100.5  | 3,949,907  | 99.4   | 1,086,792  | 105.0  |
| 合計            | 455,140 | 96.7   | 29,247,392 | 99.9   | 10,209,470 | 104.7  |

## 消費者の利益と権利が守られる社会をめざした取り組みをしています

■2014年度の大分県内で発生した特殊詐欺の被害は、186件、6億1,400万円と過去最悪となりました。また、今年に入ってからも、還付金詐欺、利殖勧誘詐欺などをはじめとした被害が増えています。犯人は様々な手口を使ってお金をだまし取ろうとしています。

ネットワークでは消費者の立場から被害防止と救済活動を推進してまいります。

NPO法人大分県消費者問題ネットワークは、2012年2月に適格消費者団体として認定を受けて3年が経過し、今年2月に「適格消費者団体認定の有効期間の更新」を受け4年目に入りました。

適格消費者団体として、消費者被害の未然防止や事業者の不当行為に対する是正、中途退学の授業料返還など差止請求訴訟や事業者への改善申し入れなど活動を行ってきましたが、引き続き活動の重要性を認識して、消費者の利益と権利が守られる社会を目指した取り組みを行っておりまます。

また、差止請求に加えて、2016年度より被害回復を請求できる制度が新たにスタートします。消費者庁では「特定適格消費者団体の認定、監督に関する指針等検討会」が設置され検討をはじめていますが、3月の検討会とりまとめをベースに政省令やガイドラインが作成され、秋頃にはパブリックコメントと推移していくと思われます。

この制度により、共通で相当多数の消費者に生じた金銭被害を回復することができるようになることから、一定の消費者団体（特定適格消費者団体）が提訴できる制度であり、当団体としてもその認定を受けるべきか2015年度は慎重に検討する重要な年度となります。

## ■2015年度消費者支援功労者表彰を受賞

この度2015年度消費者支援功労者表彰を「内閣府特命担当大臣表彰」を受賞いたしました。消費者支援功労者表彰は、毎年、全国で消費者支援活動を行っている個人・団体の中から選ばれるものであり、内閣府特命担当大臣表彰の他に「内閣総理大臣表彰」もあります。



私たちの団体がNPO法人となってから約7年、NPO法人の前身となる団体が設立されてから約9年を経過した時点でこのような表彰を頂きましたので、今後も会員の皆様とともに消費者被害の予防・回復活動に努めてきたことの成果だと理解しております。

## ■消費者被害をなくすための講演会を開きました

後を絶たない消費者被害を防止するために、啓発活動の一環として2014年度講演会を開催しました。

演題は「インターネット取引被害の傾向と対策」と題し、消費者庁消費者制度課 政策企画専門官の小田典靖氏が講演されました。

講演内容は、①インターネット通販詐欺、②トラブル詐欺、③オンラインゲームトラブルなど等がある。消費者として留意すべきことは、◎ネット上の情報を鵜呑みにしない。他のサイトやネット以外でも情報の真意を確認する。◎リアルの世界ではないような幸福



な話は、ネット上でもないはず。ありえない幸運な話は、疑ってかかるべきだ。◎支払い行為をするときは、安全な方法なのかを考える。『利便性はあるが、危険性、安全性等教育が出来ない点を指摘』しています。

「インターネット被害は年齢に関係なく多くの皆さんに被害に遭わないよう心がけることが大切である」と閉めました。

## 勤労者医療生協のご案内

### 大分県勤労者医療生活協同組合 (2015. 3.31 現在)

大分市宮崎953-1 電話 097 (568) 2299

【組合員数】 54,807名 【出資金】 109,865 (千円)

### 大分協和病院

大分市宮崎953-1 電話 097 (568) 2333

【診療科目】 内科・呼吸器科・神経内科・リハビリテーション科・心療内科・循環器科・放射線科

【専門外来】 水曜日 (午後) : 頭痛・めまい・もの忘れ外来

木曜日 (午後) : 循環器科 金曜日 : 心療内科

土曜日 : 心療内科 (予約制)

【入院】 40床 (一般病床)

### 佐伯診療所

佐伯市中の島1-14-21 電話 0972 (23) 2212

【診療科目】 内科・呼吸器科・心療内科・リハビリテーション科

【専門外来】 木曜日 : 心療内科

### 訪問看護ステーションきょうわ

大分市宮崎953-1 電話 097 (568) 3371

【営業日】 月曜日～土曜日

【適用保険】 医療保険・介護保険・労災保険

### ヘルパーステーションきょうわ

大分市宮崎953-1 電話 097 (503) 8300

【営業日】 月曜日～日曜日

【適用保険】 介護保険・障害者総合支援

### 介護支援室きょうわ

大分市宮崎953-1 電話 097 (569) 8701

【営業日】 月曜日～土曜日

介護保険のプラン作成や相談活動を行っています。

■全労済ソレイユ（一般社団法人 大分県労働福祉会館）

少人数から最大 285 名まで収容可能な会議室、多彩なバリエーションを完備

定期大会・研修会・記念式典・忘新年会などに  
ご利用いただけます。



＜会場のご案内＞

| 会場名    |         | 様式  | 定員<br>(会議) | 定員<br>(宴会) | 坪   |
|--------|---------|-----|------------|------------|-----|
| 7<br>階 | カトレア(全) | 洋   | 285        | 200        | 128 |
|        | カトレア A  | 洋   | 135        | 90         | 68  |
|        | アイリス    | 洋   | 120        | 60         | 60  |
|        | ローズ     | 洋・和 | 30         | 30         | 14  |
| 6<br>階 | つばき(全)  | 洋   | 72         | —          | 42  |
|        | つばき     | 洋   | 42         | —          | 22  |
|        | さざんか    | 洋   | 42         | —          | 20  |
| 3<br>階 | 久住(全)   | 和   | 48         | 48         | 18  |
|        | 久住      | 和   | 30         | 30         | 12  |
|        | 由布      | 和   | 12         | 12         | 6   |
|        | 牡丹      | 洋   | 108        | 60         | 44  |
|        | 水仙      | 洋   | 63         | 30         | 28  |
|        | 百合      | 洋   | 63         | 30         | 28  |
| 2<br>階 | ポピー(全)  | 洋   | 24         | 24         | 10  |
|        | ポピー     | 洋   | 12         | 12         | 5   |
|        | パンジー    | 洋   | 12         | 12         | 5   |
|        | 鶴見(全)   | 和   | 24         | 24         | 10  |
|        | 鶴見      | 和   | 12         | 12         | 5   |
|        | 高崎      | 和   | 12         | 12         | 5   |

【アイリス】※ロの字型



【カトレア A】※宴会(卓盛形式)



祝辞・仏事の生花  
ご注文隨時承ります。

お申込み・お問い合わせは

ソレイユ

大分県労働福祉会館  
(主労済ソレイユ、会場・施設)  
大分市中央町4丁目2番3号  
TEL 097-533-1121 FAX 097-533-2130  
<http://www.soleiyo.jp>



## 公益財団法人「やすらぎ霊園」

やすらぎ霊園は、1998年12月に総合生協と連合大分に加盟する労働組合からの寄附により「財団法人」として設立、2000年1月から「やすらぎ霊園・竹中墓地」として墓地・墓石の販売を開始しました。

そして、2010年6月1日付けで「(財)大分県勤労県民共済会」と合併し再スタートするとともに、直ちに公益財団法人の認可取得に取り組み、2011年6月1日付けで公益認定されて、「公益財団法人」として登記されました。

近年、「子供は都会に家を建てたし、大分には帰ってこないと思うので…夫婦だけのお墓を」「夏場の草刈りやお墓掃除等で子供たちには迷惑をかけたくないの、先祖のお墓を引越したい」「狭いお墓でなく広々した海とか山で眠りたい」「死後は自然に還りたい」…等々お墓にたいするニーズも多種多様化して来ています。

やすらぎ霊園は、両親を大切に供養したい、お墓を家の近くに引越したい、こんな方々におすすめの「規格墓地」「自由墓地」。自分らしいお墓を建立したい、木々や草花で囲まれた墓地で眠りたい、こんな方々におすすめの「樹木墓地」「芝生墓地」。お墓を継承する人がいない、子供に経済的負担をかけたくない、こんな方々におすすめの「納骨堂」「永代供養墓」。個性豊かな6タイプの墓地を揃えています。

さらに、新たなニーズに応えるため、あらかじめ使用期限を定めた「有期限墓地」や花壇を併設した「花壇付墓地」の検討もはじめています。

### 2015年7月末現在の販売状況

| 区分                         | 販売区画数 | 販売実績数          | 残区画数  |
|----------------------------|-------|----------------|-------|
| 洋型規格墓用地 (3m <sup>2</sup> ) | 203   | 136            | 67    |
| 洋型規格墓用地 (4m <sup>2</sup> ) | 198   | 179            | 19    |
| 和型規格墓用地 (3m <sup>2</sup> ) | 54    | 8              | 46    |
| 和型規格墓用地 (4m <sup>2</sup> ) | 144   | 105            | 39    |
| 和型規格墓用地 (5m <sup>2</sup> ) | 89    | 56             | 33    |
| 自由墓用地 (5m <sup>2</sup> )   | 443   | 170            | 273   |
| 自由墓用地 (6m <sup>2</sup> )   | 66    | 66             | 0     |
| 自由墓用地 (7.5m <sup>2</sup> ) | 36    | 36             | 0     |
| 芝生墓地 (規格墓)                 | 140   | 20             | 120   |
| 芝生墓地 (自由墓)                 | 105   | 6              | 99    |
| 樹木墓地                       | 430   | 63             | 367   |
| 納骨堂                        | 176   | 51             | 125   |
| 永代供養墓                      | 316   | 13             | 303   |
| 合計                         | 2,400 | 909<br>(37.9%) | 1,491 |

詳しくはホームページで!! <http://www.yasuragi-reien.jp/>

## 大分コープ商事株式会社

### 管理マンション



アーバン田室176戸



アーバン鶴見40戸



アーバン明治157戸



グランアーバン西の台115戸

メンテナンス(4マンション・全労済ソレイユ)

住宅付属機器販売(換気扇・電気温水器・照明器具等)

下水道施設維持管理

物品販売(県産品愛用運動)

東京海上日動火災保険代理店

大分コープ商事は、主にマンション管理・メンテナンス業務を行っています。組合事務所や組合所有建築物の管理・メンテナンス、また、戸建住宅・マンション等、組合員のご自宅のメンテナンスも実施していますので、ご利用とご紹介をお願いいたします。

大分市中央町4丁目1番32号

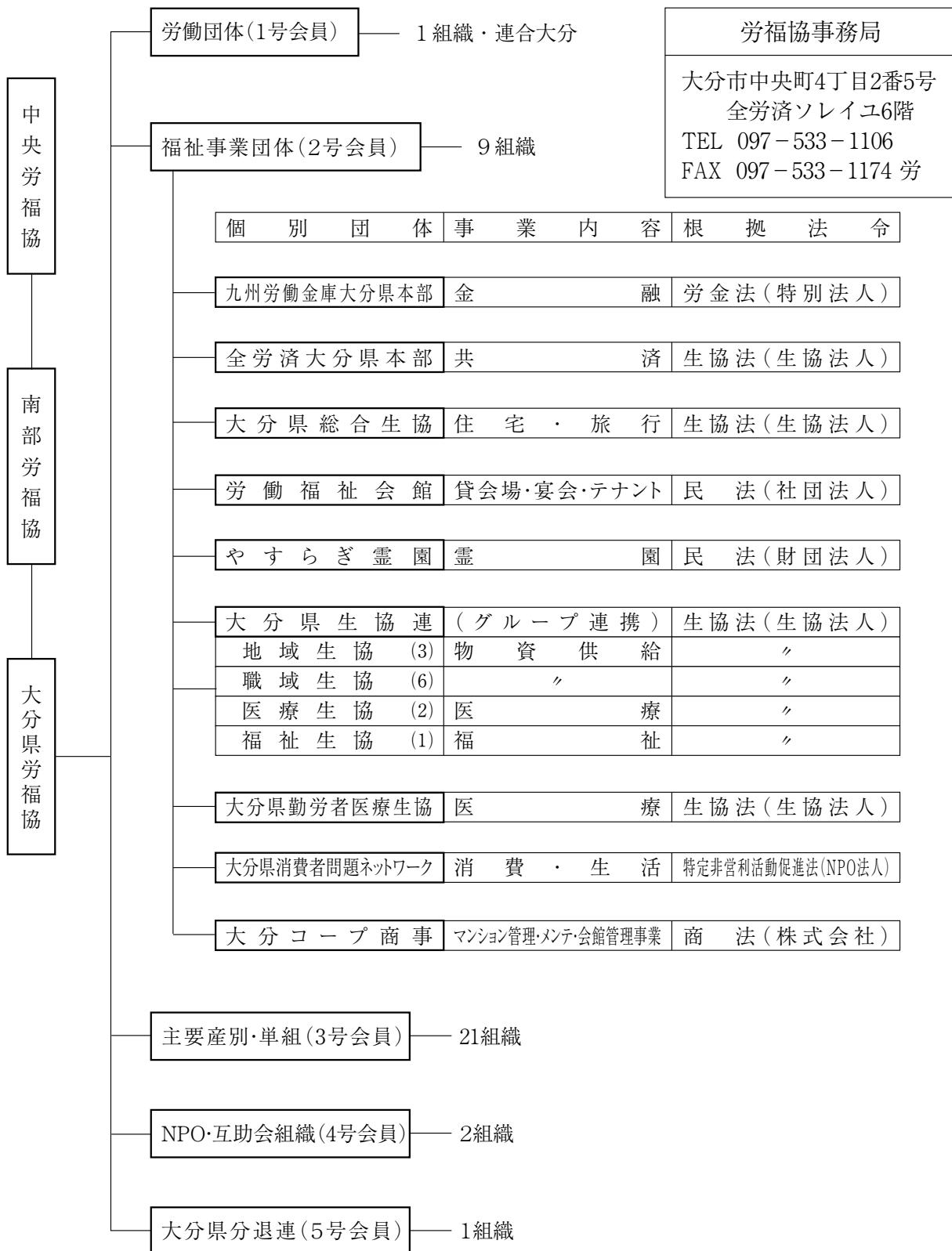
TEL 097-532-1841

FAX 097-532-1801

一般社団法人大分県労働者福祉協議会

## 〈組織構成図〉

(2015年5月現在)



## 〈構成会員団体一覧表〉

(2015年5月現在)

|                       |                               |                      |                           |
|-----------------------|-------------------------------|----------------------|---------------------------|
| 【1号会員】<br>連合大分        | 大分県消費者問題ネットワーク<br>大分コープ商事株式会社 | 化 学 総 連<br>情 報 労 連   | 日産労連大分地域協議会<br>大分ふれあいユニオン |
| 【2号会員】<br>九州労働金庫大分県本部 | 【3号会員】<br>自治労大分県本部            | J E C 連 合<br>J R 連 合 | 大分銀行労働組合<br>自交総連大分地方本部    |
| 全労済大分県本部              | 日 教 組                         | セラミックス連合             | 【4号会員】                    |
| 大分県総合生協               | 基 幹 労 連                       | フ 一 ド 連 合            | N P O 法人さわやか佐伯            |
| 大分県生協連                | 電 機 連 合                       | 運 輸 労 連              | 一般社団法人夢未来舎                |
| 大分県勤労者医療生協            | U A ゼンセン                      | 私 鉄 総 連              | 【5号会員】                    |
| 大分県労働福祉会館             | J P 労 組                       | 国 公 総 連              | 大分県退職者連合                  |
| (公財)やすらぎ園             | 電 力 総 連                       | 紙 パ 連 合              |                           |

## 〈地区労福協一覧表〉

(2015年5月現在)

| 地 区 名           | 郵便番号     | 所 在 地                     | 電話番号                               |
|-----------------|----------|---------------------------|------------------------------------|
| 中津地区労働者福祉協議会    | 871-0054 | 中津市京町1524番地<br>新博多町交流センター | 0979-25-3355<br>(fax 0979-25-3469) |
| 宇佐高田地区労働者福祉協議会  | 879-0455 | 宇佐市大字閣437-1               | 0978-33-5055<br>(fax 0978-33-5075) |
| 別速杵国東地区労働者福祉協議会 | 874-0904 | 別府市南荘園町1組                 | 0977-21-7155<br>(fax 0977-21-7505) |
| 日田玖珠地区労働者福祉協議会  | 877-0012 | 日田市淡窓町2-4-36              | 0973-22-0505<br>(fax 0973-22-0505) |
| 臼杵地区労働者福祉協議会    | 875-0041 | 臼杵市大字洲崎81-1               | 0972-63-7855<br>(fax 0972-63-7879) |
| 佐伯地区労働者福祉協議会    | 876-0841 | 佐伯市来島町6-5                 | 0972-22-3755<br>(fax 0972-22-5155) |
| 豊肥地区労働者福祉協議会    | 879-7131 | 豊後大野市三重町大字市場<br>1436-1    | 0974-22-7355<br>(fax 0974-22-7577) |
| 大分地区労働者福祉協議会    | 870-0035 | 大分市中央町4-2-5<br>ソレイユ6階     | 097-533-5655<br>(fax 097-533-5658) |